

## 第26課 法律行為と区別されるべきその他の行為

前課で、法律行為とは、法律効果を目的とした人の意思の表示から成る行為を意味する、と学んだ。

ところで、民法に規定されている行為の中には、法律行為に極めて似てはいるが、法律行為とは少し性質の異なる、「準法律行為」と呼ばれる種類の行為がある。法律行為に似ている、あるいは似たような取り扱いをされる、という意味で、「準」法律行為と呼ばれる。また、誤解を生みやすい表現であるが、「法律的行为」と呼ばれることもある。準法律行為は、直接法律効果を発生させる行為ではないが、法律上一定の意味や効果が与えられる。

準法律行為には「意思の通知」と「観念の通知」がある。「意思の通知」は、自分の意思を誰かに伝えるという点では、法律行為の要素である意思表示と似ているが、権利義務の発生や消滅や変動という法律効果を直接その内容としていない点で法律行為とは異なる。

これまでに学んだ用語から拾い上げてみると、「催告」（民法第19条など）が意思の通知に該当する。催告は、相手の行動を促すという意味を相手に伝えることであるが、それ自体で権利義務の発生、消滅あるいは変動を目的とはしていない。したがって本来の法律行為とは異なる。しかし、すでに学んだように、催告があると、相手は一定の反応をしなければならず、反応をしないと、法律関係が確定されるという効果が生じる（第19課参照）。

「観念の通知」というのは、「このようにしたい」という意思の発表を含まない、一定の事実の通知である。意思を伝えるのではなく、事実を伝えるもので、後に学ぶ民法第109条の「代理権授与の表示」などがその例である。これは「自分は〇〇さんに代理権を与えてあります。」という事実を相手に伝えるだけのもので、それ自体では法律効果は生じないが、代理権授与の表示をした者は、実際に代理権を与えていなくても（つまり本当は〇〇さんは代理人ではなくても）、代理権を与えた場合と同じ責任を負わなければならないという効果が生じるのである。このように、準法律行為は、法律行為ではないものの、法律上一定の効果が発生するため、準法律行為には、その行為の性質に応じて、法律行為に関する規定を類推適用することがある。

## 1 重要語句

### a 準法律行為

「準〇〇」という言葉は、日常用語でも時折見られるが、法律学でもよく使われる。「準」の後に接続する言葉の表わす対象とは異なるものの、似ており、それと似たような取り扱いをするという意味で使われる。また、動詞としても「〇〇と同様の取り扱いをする」という意味で「準ずる」という言葉がある。

### b 意思の通知

本文に挙げたほか、民法第153条、第412条第3項、第541条の「催告」や、民法第493条、第494条に規定する「受領拒絶」などが意思の通知の例である。

### c 観念の通知

本文に挙げたほか、民法第62条の「社員総会の通知」や民法第522条の「承諾延着の通知」などが観念の通知の例である。

### d 類推適用

ある事実関係あるいは法律関係に直接適用される法律の条文がない場合に、これと似た別の事実関係や法律関係に適用される条文を適用することをいう。本文の例に即していえば、民法は、意思の通知や観念の通知などの準法律行為については、法律行為の場合のような一般的な規則（民法第90条～第137条）を置いていないので、準法律行為に何らかの欠陥があったりした場合に結果がどうなるかはよく分からない。そこで、法律行為に関する一般的な規則のうち、使えるものがないかどうか探さることになる。例えば、ある意思の通知が錯誤（錯誤については後で詳しく学ぶが、ようするに勘違いや誤解のこと）によってなされた場合に、その効果を発生させて良いか否かを判断するため、本来は法律行為の要素である意思表示に関する錯誤に適用される民法第95条の規定をいわば「借りてきて」適用し、その意思の通知には要素に錯誤があるので無効である（民法第95条本文）とか、その意思の通知には、通知したものに重大な過失があるから、無効であると主張することはできない（民法第95条但し書き）などと判断すると、本来意思表示に適用される民法第95条を意思の通知に「類推適用」したことになる。